二　第七項において準用する第四項に規定する関連法人の同項第二号ロに掲げる金額　法第六十四条の十四第五項の通算承認に係る第百三十一条の十九第五項において準用する第四項に規定する特定移転資産（当該関連法人に係るものに限る。以下この号において同じ。）の同項に規定する損失額及び利益額につき同項の規定の適用を受けていた場合におけるその適用に係る同項に規定する特定移転資産の同項に規定する損失額から同項に規定する利益額を控除した金額の合計額

第百二十三条の十一第一項第一号中「又は各連結事業年度」を削り、「前五年内事業年度等」を「前五年内事業年度」に改め、同号へを削り、同号トを同号へとし、同号チを削り、同項第五号中「前五年内事業年度等」を「前五年内事業年度」に、「第一号」を「第一号イからヘまで」に、「おいて同号」を「おいて同号イからヘまで」に改め、同項に次の一号を加える。

七　法第六十二条の九第一項の内国法人が通算法人である場合における当該内国法人が有する他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資

第百二十三条の十一第二項中「又は連結事業年度」を削り、「加算し」を「加算し、」に改め、同条第三項中「評価益又は評価損」を「評価益の額又は評価損の額」に改め、「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第四項中「評価益又は評価損」を「評価益の額又は評価損の額」に改める。

第百二十五条中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第百二十六条を削る。

第百二十七条第一項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項各号中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第二項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項」に改め、同条を第百二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通算制度の開始等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用）

第百二十七条　法第六十三条第四項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する政令で定める要件は、同項に規定するリース譲渡に係る契約についての同項に規定する時価評価事業年度（以下この条において「時価評価事業年度」という。）終了の時における繰延長期割賦損益額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合には、第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額をいう。）が千万円に満たないこととする。

一　当該リース譲渡に係る収益の額（時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの及び法第六十三条第一項又は第二項の規定により時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）

二　当該リース譲渡に係る費用の額（時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法第六十三条第一項又は第二項の規定により時価評価事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。）

2　法第六十三条第四項に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める契約

イ　法第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　第百三十一条の十三第二項第三号ロ（時価評価資産等の範囲）に掲げるリース譲渡契約

ロ　法第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人　第百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げるリース譲渡契約

二　法第六十三条第四項に規定するリース譲渡に係る契約を時価評価事業年度において他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約

第百二十八条第一項中「（前条第一項」を「（第百二十六条第一項（非適格株式交換等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用）」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項」に、「おける前条第一項」を「おける第百二十六条第一項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に、「前条第一項」を「第百二十六条第一項」に改める。

第百三十一条の三第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第百三十一条の四第二項中「第九条第一項第二号」を「第九条第二号」に改める。

第二編第一章第一節第三款の四の次に次の一款を加える。

第三款の五　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目　損益通算及び欠損金の通算

（損益通算）

第百三十一条の七　法第六十四条の五第六項第三号（損益通算）に規定する政令で定める規定は、第十九条第七項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定とする。

2　法第六十四条の五第八項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　第十九条第五項又は第六項

二　租税特別措置法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで、第十二項又は第十四項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）

三　租税特別措置法第四十二条の十四第二項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

四　租税特別措置法第六十条第五項又は第七項（沖縄の認定法人の課税の特例）

五　租税特別措置法第六十一条第四項又は第六項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

六　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十五条第四項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

（損益通算の対象となる欠損金額の特例）

第百三十一条の八　法第六十四条の六第一項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六十四条の六第一項に規定する通算法人と当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に当該通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日の五年前の日（次号において「五年前の日」という。）から継続して支配関係がある場合

二　法第六十四条の六第一項に規定する通算法人又は当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）が五年前の日後に設立された法人である場合（次に掲げる場合を除く。）であつて当該通算法人と当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうちその設立の日の最も早いもの）との間に当該通算法人の設立の日又は当該通算法人に係る通算親法人の設立の日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の設立の日のうち最も早い日）のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき。

イ　当該通算法人との間に支配関係がある他の法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十一第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。ロにおいて同じ。）で、当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか。以下この号において同じ。）を設立するもの又は当該通算法人が当該他の法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日以後に設立された当該通算法人に係る通算親法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）